

証券コード 2412
2023年6月15日
(電子提供措置の開始日2023年6月8日)

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿三丁目7番1号
株式会社ベネフィット・ワン
代表取締役社長 白石 徳生

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://corp.benefit-one.co.jp/>

上記ウェブサイトアクセスして、「IR情報」「IRライブラリー」「株主総会」を順に選択のう
え、ご覧ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦
覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、議決権は書面又はインターネット等によりご行使いただけ
ますので、後記又は各ウェブサイトに掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、お手数ながら後
述のご案内に従って、**2023年6月29日(木曜日)午後6時まで**に議決権をご行使いただけます
ようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 2023年6月30日(金曜日) 午前10時(受付開始:午前9時30分)
- 2. 場 所** 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号
新宿パークタワー3階 パークタワーホール
※当社は2022年7月1日をもって、本店を東京都千代田区から東京都新宿区
に移転しましたので、株主総会の開催場所を上記のとおり変更いたしまし
た。末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いの無い
ようご注意ください。

3. 会議の目的事項

- 【報告事項】**
1. 第28期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第28期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

【決議事項】

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

4. その他株主総会に関する決定事項

代理人による議決権のご行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権をご行使いただけます。また、代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会当日のご来場につきましては、ご自身の健康状態を踏まえご判断いただくようお願い申し上げます。
 3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 4. 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、以下の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部ではありません。
 - ・ 連結株主資本等変動計算書
 - ・ 連結注記表
 - ・ 株主資本等変動計算書
 - ・ 個別注記表
 5. 当日は軽装（フールビズ）にて実施させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

本定時株主総会にご出席されず、インターネット等による議決権行使をされる場合は、下記の事項をご確認のうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）より議決権の行使が可能です。同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインいただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。
- <https://evote.tr.mufig.jp/>
- (2) 行使期限は2023年6月29日（木曜日）午後6時00分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
 - (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
 - (4) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
 - (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはありません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部**までお問い合わせください。

【議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関するお問い合わせ先】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

フリーダイヤル 0120-173-027（通話料無料、受付時間：9：00～21：00）

機関投資家の 皆さまへ

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）4名の選任をお願いするものであります。取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）		現在の当社における地位、担当	取締役会／出席回数
1	ふかさわ じゅんこ 深澤 旬子（1953年5月28日生）	再任	取締役会長	100% (13/13回)
2	しらいし のりお 白石 徳生（1967年1月23日生）	再任	代表取締役社長 監査部、ペイメント統轄部、 事業推進室担当	100% (13/13回)
3	たなか ひでよ 田中 秀代（1969年2月7日生）	再任	代表取締役副社長 管理部門、情報システム事 業部担当	100% (13/13回)
4	おざき けんじ 尾崎 賢治（1972年8月31日生）	再任	取締役常務執行役員 財務経理部担当兼経営企画 室長	100% (13/13回)

候補者番号

ふかさわ

じゅんこ

1

深澤

旬子

1953年5月28日生

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1974年 4月 三井東圧化学株式会社（現三井化学株式会社）入社
- 1978年 7月 株式会社電通入社
- 1981年 9月 株式会社テンポラリーセンター（現株式会社南部エンタープライズ）入社
- 1990年 1月 同社取締役広報室長
- 2000年 6月 株式会社パソナ専務執行役員人事企画本部長
- 2003年 4月 株式会社パソナハートフル代表取締役社長（現任）
- 2007年 12月 株式会社パソナグループ取締役専務執行役員 人事部・広報室・企画制作室担当兼社会貢献室長
- 2015年 6月 株式会社パソナグループ取締役専務執行役員 人事・企画本部長兼社会貢献室担当
- 2017年 6月 当社取締役会長（現任）
- 2018年 8月 株式会社パソナグループ取締役副社長執行役員Pasona Way本部長兼社会貢献室担当（現任）

■ 所有する当社の株式数 0株

■ 重要な兼職の状況 株式会社パソナグループ 取締役副社長執行役員
株式会社パソナハートフル 代表取締役社長

■ 取締役との責任限定契約について

深澤旬子氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結しております。再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、360万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い金額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

■ 取締役在任期間 6年

■ 取締役会への出席状況 100%（13回／13回）

■ 取締役候補者とした理由

深澤旬子氏は、人事・広報・企画制作・社会貢献部門等の豊富な経験・見識を有するとともに、長年に亘る企業役員経験により培ってきた専門的知識・ノウハウを当社の経営に対して反映していただけるものと判断し、取締役候補者としたしました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1990年 8月 株式会社パソナジャパン（現ランスタッド株式会社）入社
- 1996年 3月 株式会社ビジネス・コープ（現株式会社ベネフィット・ワン）設立 同社取締役
- 2000年 6月 当社代表取締役社長
- 2012年 1月 株式会社ジェイ・エス・ビー社外取締役（現任）
- 2012年 3月 株式会社ベネフィットワンソリューションズ取締役
- 2012年 5月 株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア取締役
- 2012年 5月 貝那商務諮詢（上海）有限公司 董事長（現任）
- 2012年 11月 BENEFIT ONE USA, INC. Director/Chair of the Board（現任）
- 2013年 8月 株式会社パソナグループ取締役
- 2013年 10月 BENEFIT ONE ASIA PTE. LTD.（現 BENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE. LTD.）Director（現任）
- 2014年 1月 BENEFIT ONE(THAILAND) COMPANY LIMITED Director（現任）
- 2016年 12月 REWARDZ PRIVATE LIMITED Director（現任）
- 2016年 12月 ジャパンバストレスキューシステム株式会社社外取締役（現任）
- 2017年 6月 PT. BENEFIT ONE INDONESIA Director（現任）
- 2022年 7月 当社代表取締役社長 監査部、ペイメント統轄部、事業推進室担当（現任）

■ 所有する当社の株式数 1,844,600株

■ 重要な兼職の状況 貝那商務諮詢（上海）有限公司 董事長
 BENEFIT ONE USA, INC. Director/Chair of the Board
 BENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE. LTD. Director
 BENEFIT ONE(THAILAND) COMPANY LIMITED Director
 PT. BENEFIT ONE INDONESIA Director
 REWARDZ PRIVATE LIMITED Director
 株式会社ジェイ・エス・ビー 社外取締役
 ジャパンバストレスキューシステム株式会社 社外取締役

■ 取締役在任期間 27年

■ 取締役会への出席状況 100%（13回/13回）

■ 取締役候補者とした理由

白石徳生氏は、当社の事業を起業し、2000年からは当社代表取締役を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しています。同氏が当社事業全般を牽引するうえで適任であると判断し、取締役候補者としたしました。

候補者番号

た な か ひ で よ

3

田中 秀代

1969年2月7日生

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1991年 8月 株式会社テンポラリーセンター（現株式会社南部エンタープライズ）入社
- 2000年 5月 株式会社神戸クルーザー代表取締役社長
- 2003年 10月 株式会社メディカルアソシア代表取締役副社長
- 2005年 1月 同社代表取締役社長
- 2014年 3月 同社取締役退任
- 2017年 6月 当社取締役
- 2019年 6月 当社取締役副社長執行役員 人事部、総務部、法務・コンプライアンス統轄室、システム開発部担当
- 2020年 4月 当社取締役副社長執行役員 人事部、総務部、法務・コンプライアンス統轄室、システム開発部、DXプラットフォーム推進部担当兼ヘルスケア事業部長
- 2020年 6月 当社代表取締役副社長 管理部門、DXプラットフォーム推進部担当兼ヘルスケア事業部長
- 2021年 10月 株式会社JTBベネフィット取締役
- 2022年 7月 REWARDZ PRIVATE LIMITED Director（現任）
- 2023年 3月 当社代表取締役副社長 管理部門、情報システム事業部担当（現任）

- 所有する当社の株式数 300株
- 重要な兼職の状況 REWARDZ PRIVATE LIMITED Director
- 取締役在任期間 6年
- 取締役会への出席状況 100%（13回／13回）
- 取締役候補者とした理由

田中秀代氏は、ヘルスケア分野に関する豊富な経験・知識を有するとともに、サステナビリティ委員会において中心的役割を果たしており、経営者としての経験により培ってきた専門的知識・ノウハウを当社の経営に対して反映していただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

お ぎ き け ん じ
尾 崎 賢 治

1972年8月31日生

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1995年 4月 株式会社パソナ（現株式会社南部エンタープライズ）入社
- 2007年 7月 株式会社パソナテック執行役員 経営企画室室長
- 2012年 4月 同社執行役員 経営企画、管理、業務、IT、CS担当兼経営企画室室長
- 2013年 4月 同社執行役員 管理、事業戦略本部担当兼事業戦略本部部長
- 2015年 6月 当社取締役 財務経理部担当兼経営企画室長
- 2016年 1月 株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア監査役
- 2016年 6月 当社取締役常務執行役員 財務経理部担当兼経営企画室長（現任）
- 2016年12月 PT. BENEFIT ONE INDONESIA Commissioner（現任）
- 2016年12月 REWARDZ PRIVATE LIMITED Director（現任）
- 2019年 6月 貝那商務諮詢（上海）有限公司監事（現任）
BENEFIT ONE USA, INC. Director/Treasurer/CFO（現任）
BENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE. LTD. Director（現任）
- 2021年10月 株式会社JTBベネフィット監査役

■ 所有する当社の株式数 2,300株

■ 重要な兼職の状況 貝那商務諮詢（上海）有限公司 監事
BENEFIT ONE USA, INC. Director/Treasurer/CFO
BENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE. LTD. Director
PT. BENEFIT ONE INDONESIA Commissioner
REWARDZ PRIVATE LIMITED Director

■ 取締役在任期間 8年

■ 取締役会への出席状況 100%（13回／13回）

■ 取締役候補者とした理由

尾崎賢治氏は、長年に亘り経営企画業務を担当し、その豊富な経験と実績を活かし、当社グループ全体の経理・財務戦略を統括しております。これらの知見や能力を基礎とし、様々な経営判断や意思決定を適切に遂行するうえで適任であると判断し、取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 深澤旬子氏及び尾崎賢治氏の前記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」の欄には、当社の親会社である株式会社パナソニック及びその子会社である株式会社パナソニックハートフル及び株式会社パナソニックテックにおける現在又は過去10年間の業務執行者であるときの地位及び担当を含めて記載しております。
3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により取締役が在任中その地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求を受けた場合の損害等を填補することとしております。取締役候補者が取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、予め監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	現在の当社における地位、担当	取締役会 ／出席回数	監査等委員会 ／出席回数
1	うめきた たくお 梅北 卓男 (1957年3月18日生) 再任	取締役常勤監査等委員	100% (13/13回)	100% (12/12回)
2	くぼ のぶやす 久保 信保 (1952年5月21日生) 再任	社外取締役監査等委員	100% (13/13回)	100% (12/12回)
3	はまだ としあき 濱田 敏彰 (1955年4月23日生) 再任	社外取締役監査等委員	100% (13/13回)	100% (12/12回)
4	ふじいけ とものり 藤池 智則 (1967年9月18日生) 再任	社外取締役監査等委員	100% (13/13回)	100% (12/12回)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年 4月 株式会社鹿児島銀行入行
1984年 4月 法務省鹿児島地方法務局入庁
1986年 4月 同省福岡法務局
1989年 7月 国際デジタル通信株式会社（現株式会社IDCフロンティア）入社
2003年 7月 株式会社パソナ 法務室長
2007年 12月 株式会社パソナグループ執行役員 法務室長
2008年 9月 同社執行役員 法務室長兼内部統制室長
2018年 8月 株式会社パソナ監査役
2019年 6月 当社取締役 常勤監査等委員（現任）

■ 所有する当社の株式数 0株

■ 取締役との責任限定契約について

梅北卓男氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結しております。再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、360万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い金額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

■ 取締役在任期間 監査等委員である取締役に就任して4年

■ 取締役会への出席状況 100%（13回／13回）

■ 監査等委員会への出席状況 100%（12回／12回）

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

梅北卓男氏は、法律及び内部統制分野での豊富な経験をお持ちであり、その経歴を通じて培われた幅広い見識を当社の経営の監督に活かし、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化が期待できるため、監査等委員である取締役候補者いたしました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1975年 4月 自治省入省
- 1993年 12月 広島県副知事
- 1999年 7月 自治省大臣官房付
- 2001年 1月 総務省自治行政局市町村課長
- 2007年 7月 同省自治財政局長
- 2010年 7月 同省消防庁長官
- 2014年 4月 一般財団法人自治体衛星通信機構理事長（現任）
- 2014年 6月 当社社外取締役
- 2018年 6月 安田倉庫株式会社社外取締役
- 2019年 6月 当社社外取締役監査等委員（現任）

■ 所有する当社の株式数 5,600株

■ 重要な兼職の状況 一般財団法人自治体衛星通信機構 理事長

■ 取締役との責任限定契約について

久保信保氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結しております。再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、360万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い金額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

■ 取締役在任期間 社外取締役に就任して9年、監査等委員である社外取締役に就任して4年

■ 取締役会への出席状況 100%（13回／13回）

■ 監査等委員会への出席状況 100%（12回／12回）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

久保信保氏は、広島県副知事、総務省自治財政局長、同省消防庁長官、一般財団法人自治体衛星通信機構理事長等を歴任し、地方行政や地域活性、リスク管理の経験・知見があり、組織・団体トップとしての豊富なマネジメント経験・見識に基づき、独立した立場から、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化が期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

は ま だ と し あ き

3

濱田 敏彰

1955年4月23日生

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1979年 4月 大蔵省入省
- 1996年 7月 日本貿易振興会コペンハーゲン事務所長
- 2000年 7月 大蔵省理財局計画官
- 2002年 7月 経済産業省製造産業局紙業生活文化用品課長
- 2007年 7月 財務省大阪税関長
- 2010年 7月 総務省消防庁審議官
- 2012年 8月 財務省大臣官房政策評価審議官
- 2014年 7月 財務省国税庁税務大学校長
- 2015年 7月 財務省退官
- 2017年 6月 当社社外取締役
- 2019年 6月 当社社外取締役監査等委員（現任）
- 2022年 5月 株式会社エーアイティー社外取締役（現任）

■ 所有する当社の株式数 0株

■ 重要な兼職の状況 株式会社エーアイティー 社外取締役

■ 取締役との責任限定契約について

濱田敏彰氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結しております。再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、360万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い金額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

■ 取締役在任期間 社外取締役に就任して6年、監査等委員である社外取締役に就任して4年

■ 取締役会への出席状況 100%（13回／13回）

■ 監査等委員会への出席状況 100%（12回／12回）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

濱田敏彰氏は、日本貿易振興会コペンハーゲン事務所長、大蔵省理財局計画官、財務省大臣官房政策評価審議官等を歴任し、広く政治・経済等、企業経営を取り巻く事象についての深い知識を有しており、その豊富な経験・知識に基づき、主に資金配分や投資の判断プロセスにおいて、独立した立場から、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化が期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1997年10月 司法試験合格
- 2000年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
堀裕法律事務所（現 堀総合法律事務所）入所
- 2005年10月 英国・アーシャスト法律事務所入所
- 2006年2月 堀裕法律事務所（現 堀総合法律事務所）復職（現任）
- 2012年5月 株式会社エディア社外監査役
- 2012年6月 当社社外監査役
- 2017年5月 株式会社エディア社外取締役監査等委員（現任）
- 2019年6月 当社社外取締役監査等委員（現任）
ペットゴー株式会社社外取締役監査等委員（現任）

■ 所有する当社の株式数 0株

■ 重要な兼職の状況
堀総合法律事務所 パートナー弁護士
株式会社エディア 社外取締役 監査等委員
ペットゴー株式会社 社外取締役 監査等委員

■ 取締役との責任限定契約について

藤池智則氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結しております。再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、360万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い金額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

■ 取締役在任期間 監査等委員である社外取締役に就任して4年

■ 取締役会への出席状況 100%（13回／13回）

■ 監査等委員会への出席状況 100%（12回／12回）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

藤池智則氏は、弁護士としての豊富な経験をお持ちであり、その経歴を通じて培われた幅広い見識を当社の経営の監督に活かし、独立した立場から、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化が期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 梅北卓男氏の前記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」の欄には、当社の親会社である株式会社パナソニック並びにその子会社である株式会社パナソニックにおける現在又は過去10年間の業務執行者であるときの地位及び担当を含めて記載しております。
2. 久保信保氏、濱田敏彰氏、藤池智則氏は、社外取締役候補者であります。
3. 久保信保氏、濱田敏彰氏、藤池智則氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定める独立役員とする予定であります。
4. 久保信保氏、濱田敏彰氏、藤池智則氏は、いずれも東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」(下記参照)を満たしております。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により監査等委員である取締役が在任中その地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求を受けた場合の損害等を填補することとしております。監査等委員である取締役候補者が監査等委員である取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」

- ・当該役員の2親等以内の親族が、現在又は過去において、当社グループの業務執行取締役として在籍していないこと
- ・現在、当該役員が業務執行者・使用人として在籍する会社と当社グループにおいて取引がある場合(法律、会計もしくは税務の専門的サービスを除く)、その取引額が当社の連結売上高の1%以下であること
- ・当該役員が法律、会計もしくは税務の専門家又はコンサルタントとして、当社グループから直接的に受け取る報酬(当社の役員としての報酬及び当該役員が所属する機関・事務所に支払われる報酬は除く)がある場合、過去3事業年度において、その報酬額が年間500万円以下であること
- ・当該役員が属する機関・事務所が法律、会計もしくは税務の専門的サービスを当社グループに提供している場合、過去3事業年度において、その報酬額が年間1,000万円以下であること
- ・当該役員が、過去3事業年度において、当社グループから年間1,000万円を超える寄付等を受ける組織の業務執行者でないこと

取締役会メンバーのスキル・マトリックス

第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認された場合、当社の取締役会の構成、並びに各取締役が備えるスキルは以下のとおりです。

本定時株主総会後の当社の取締役（予定）

氏名		取締役が有する知識・経験・能力								
		法人・ 団体経営	業界知識	サステナビリティ	リスクマネジメント	内部統制・ ガバナンス	財務・会計	投資・ 資金配分	法務・ コンプライアンス	経済知識
ふかさわ 深澤	じゅんこ 旬子		●		●					
しらいし 白石	のりお 徳生		●	●						
たなか 田中	ひでよ 秀代		●	●	●	●				
おざき 尾崎	けんじ 賢治		●				●	●	●	
うめきた 梅北	たくお 卓男	常勤監査等委員				●	●		●	
くぼ 久保	のぶやす 信保	社外取締役 監査等委員	●			●				●
はまだ 濱田	としあき 敏彰	社外取締役 監査等委員					●	●		●
ふじいけ 藤池	どものり 智則	社外取締役 監査等委員					●		●	

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、長く続いた新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が次第に緩和され、景気は緩やかに持ち直しの動きが見られるようになりました。

当社グループでは、2021年5月12日付で公表した中期経営計画の2年目として、HRDX支援を軸とした会員拡大戦略と、決済事業への挑戦を柱とした成長戦略に引き続き取り組んでまいりました。

① HRDX支援を軸とした会員基盤拡大

当連結会計年度においては、新たに294万人（累計で660万人）の会員データを「ベネワン・プラットフォーム(注1)」に移行しており、旧JTBベネフィット会員についても計画どおり同プラットフォームへ移行いたしました。また、2023年4月には「ベネフィット・ステーション(注2)」を全面リニューアルしてベネワン・プラットフォームとの機能連携を進めており、新システムの安定運用・機能拡充に継続的に取り組んでおります。引き続き、周辺システムのリニューアル・機能拡充を実施するとともに、アフターコロナの事業環境改善を見越したテレビCM等の積極マーケティング展開を継続し、一層の会員獲得に努めてまいる考えです。

② 決済事業への挑戦

当社グループでは、中長期で決済事業を新たな収益の柱とすることを目指し、ベネワン・プラットフォーム上の会員情報と連携した給与天引きによる決済の仕組み「給トク払い」サービスを展開しております。当面は魅力的なコンテンツ拡充を優先課題とし、生活インフラ分野や定額課金メニューを中心に当連結会計年度において新たに161メニュー（累計で348メニュー）を「給トク払い」の対象といたしました。さらに、給与デジタル払い対応を視野に2023年3月には「au PAY ギフトカード」を開始、また2023年度からは動画配信サービス「Netflix」との提携が決まっており、「給トク払い」の利用拡大につながる有力コンテンツのメニュー化に継続して取り組んでおります。

当連結会計年度における当社グループ業績の要点は、以下のとおりです。

福利厚生事業においては、2021年度に実施したM&Aによる外部成長効果に加え、期中における公務員共済組合の非常勤職員加入拡大等により、売上高は前年同期比27.5%増となりました。また、会員のサービス利用は想定より緩やかながら回復基調となり、これに係る補助金支出が前期比で増加しました。

ヘルスケア事業においてはアフターコロナの健康経営ニーズ拡大を見越した事業計画を立て、CM等マーケティングも実施いたしました。実際には新型コロナウイルス感染症の影響期間が想定よりも長期に渡り、ワクチン接種支援事業の受託が想定を上回った一方、保健指導事業では新規受注及び指導実施の進捗が想定を下回る結果となりました。

費用面では、CM等マーケティング投資として約1,230百万円（うち、福利厚生約870百万円、ヘルスケア約360百万円）、本店移転（2022年7月実施）に伴う一時費用約200百万円、旧JTBベネフィットのサービス統合過程における重複コスト約1,480百万円等を計上しているほか、システムリプレイス等によりIT費用が前期比で820百万円増加しております。また、投資有価証券の一部売却（2022年8月実施）等に伴い特別利益724百万円を計上しております。

以上の結果、当連結会計年度の連結売上高は42,376百万円（前期比10.5%増）、連結営業利益は10,484百万円（前期比17.9%減）、連結経常利益は10,565百万円（前期比17.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は7,655百万円（前期比14.5%減）となりました。

当社グループは、主に国内における福利厚生代行サービスを中心に会員制サービス事業を展開しておりますが、事業セグメントを集約した結果、報告すべきセグメントは会員制サービス事業のみであるためセグメント情報の記載を省略しております。

(注1) ベネワン・プラットフォーム：企業の人事データや健康データ等を管理・活用する基盤。様々なHRサービスを共通IDで利用することが可能な会員専用ID「ベネアカウント」を活用し、人事部門のマネジメント効率化を図りながら、あらゆる従業員データの一元管理・見える化・分析を通じて、従業員のパフォーマンス向上や組織の活性化を目指す。

(注2) ベネフィット・ステーション：当社が運営する総合型福利厚生サービス。従業員満足度向上や健康経営、スキルアップ等を支援。

(2) 重要な設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資については、H R D X 推進に向けたシステム開発投資、システムハードウェア投資及び本店移転関連投資等を実施しております。

当連結会計年度の設備投資等（長期前払費用を含めております。金額には消費税等は含めておりません。）の総額は3,588百万円であります。

(3) 重要な資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

足もとの経済状況は、長く続いた新型コロナウイルス感染症の影響が緩和され、企業活動や個人消費の回復が進んでおります。また、人手不足感を背景とした賃金上昇や物価高等の動きが近年にない水準で進行しております。

当社グループにおきましてもコロナ禍による事業影響は概ね収束し、福利厚生事業はじめ主力各事業は追い風環境にあると認識していることから、中長期成長機会を最大限活かすべく、以下の取組みを行ってまいりたいと考えております。

1) 会員基盤拡大への取組み

企業の人事部門では、人材獲得・定着課題への対処策として、あるいは公平・公正な待遇改善施策として、今後ますます福利厚生アウトソーシングサービスの活用機会が広がっていくとみております。

当社グループでは、積極的なマーケティング投資を継続的に実施することで認知拡大に努めるとともに、短時間労働の方を対象とした「パート・アルバイト割」の提供を開始するなど、企業規模や雇用形態を問わず、幅広い層の方々に福利厚生サービスをご利用いただけるよう取組みを行ってまいりたいと考えております。

また、当社グループでは、福利厚生やヘルスケアなど人事労務関連の多様なアウトソーシングサービスと連携して人事・健康データの管理・活用を可能とする基盤「ベネワン・プラットフォーム」を開発しており、中長期で同基盤の機能拡充や連携を進めることで顧客企業の利便性改善を図り、人と組織のパフォーマンス向上にも貢献してまいりたいと考えております。

2) 決済事業収益化への取組み

当社グループでは、福利厚生事業で培ってきた顧客企業従業員とサプライヤ（注）のネットワークを活かし、サービスマッチングで生じる決済を給与天引きの仕組みを使って代行する事業に取り組んでおります。顧客企業ごとに購買情報を取りまとめて決済代行し、流通コストの低減を図ることで、顧客企業従業員、サプライヤ双方の満足向上を目指しており、この取組みによって生じる決済手数料を、中長期で当社グループの新たな収益の柱としていく考えです。

さらに将来的には、決済手数料で得られる収益を原資に、福利厚生サービスの会費単価引き下げも視野に入れており、一層の会員獲得とサービス流通拡大に取り組んでまいります。

（注）サプライヤ：レジャー・エンタメ等の福利厚生サービス提供事業者

3) ヘルスケアサービス拡大への取組み

健康経営や人的資本経営など、企業の人事部門では、従業員の心身健康管理への関心が高まっております。一方で、企業内においては人手不足の事情があることから、今後は、健診・保健指導等のアウトソーシングサービス活用が一層進むと見込んでおります。また、コロナ禍を経て、今後は感染症対策も健康経営のテーマになると考えております。

当社グループでは今後想定される顧客需要の高まりに機動的に 대응していけるよう、福利厚生の既存顧客基盤へのサービス横展開など営業効率化に取り組んでまいります。

また、福利厚生事業に比べ遅れている健診・保健指導事業のデジタル化・標準化を進めることで、中長期で収益力改善にも取り組んでまいります。

4) サステナビリティ・ESG経営への取組み

当社グループはこれまでも、福利厚生やヘルスケア等のサービスを通じて顧客企業の健康経営推進や従業員のエンゲージメント向上などをサポートしてまいりました。また、当社が進める決済事業の仕組みは、従来のサービス流過程にあった中間工程をなくすることができることから、サプライヤ企業の広告・媒体制作の削減や在庫削減にも貢献できると考えております。

当社のサービス流通・決済の仕組みを広く普及させるとともに、福利厚生やヘルスケア等のサービスを活用した従業員の健康管理や生産性の向上にも積極的に取り組むことで、事業を通じた社会価値の創造を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2019年度 (第25期)	2020年度 (第26期)	2021年度 (第27期)	2022年度 (第28期)
売上高 (百万円)	37,271	37,841	38,362	42,376
経常利益 (百万円)	8,462	9,858	12,826	10,565
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	5,641	6,766	8,949	7,655
1株当たり当期純利益	35円24銭	42円52銭	56円24銭	48円29銭
総資産 (百万円)	29,926	36,171	58,047	53,981
純資産 (百万円)	16,567	19,865	24,912	24,832
1株当たり純資産	104円10銭	124円84銭	156円54銭	156円77銭

- (注) 1. 当社は「株式給付信託 (J-E S O P)」及び「株式給付信託 (B B T)」を導入しており、株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託 (J-E S O P)」及び「株式給付信託 (B B T)」に残存する自社の株式は、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数より控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第27期の期首から適用しており、第27期以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 事業報告作成会社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2019年度 (第25期)	2020年度 (第26期)	2021年度 (第27期)	2022年度 (第28期)
売 上 高 (百万円)	34,597	36,456	34,862	40,564
経 常 利 益 (百万円)	8,578	9,964	12,677	10,734
当 期 純 利 益 (百万円)	6,344	6,857	8,844	7,882
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	39円63銭	43円09銭	55円58銭	49円73銭
総 資 産 (百万円)	30,254	36,488	52,660	53,619
純 資 産 (百万円)	17,196	20,586	25,540	25,684
1 株 当 た り 純 資 産	108円06銭	129円37銭	160円48銭	162円16銭

- (注) 1. 当社は「株式給付信託 (J-E S O P)」及び「株式給付信託 (B B T)」を導入しており、株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託 (J-E S O P)」及び「株式給付信託 (B B T)」に残存する自社の株式は、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数より控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第27期の期首から適用しており、第27期以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社パソナグループであり、同社は当社の株式を81,210,400株(持株比率51.16%)保有しております。

当社は親会社及び親会社の子会社である株式会社パソナを含む傘下事業会社より福利厚生のアウトソーシング等を受託する一方、傘下事業会社から人材派遣を受けております。

(注) 持株比率は、自己株式(450,357株)を控除して算出しております。なお、当社は「株式給付信託(J-E S O P)」及び「株式給付信託(B B T)」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)(以下、「信託E口」という。)が当社株式347,571株を所有しております。信託E口が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。

② 親会社等との間の取引に関する事項

1) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

全ての取引条件については、当社と関係を有していない他社とほぼ同様の条件若しくは市場価格を勘案して一般取引条件又は協議により決定しております。

2) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、株式会社パソナグループを中核とした人材関連事業中心の企業グループにおいて、専門性の高いアウトソーシング事業を独自に業務展開しております。役員の兼務、サービスの相互提供等、ビジネス上の交流は行っておりますが、上場会社として独立性を確保し、経営及び事業活動にあたっております。取引に際しては、関連当事者取引管理規程及び職務権限に係る規定に従い当社の利益を害することのないよう取締役会で承認手続を経て適切に対応しております。

なお、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引及び行為については、取締役会の任意の諮問機関として独立社外取締役のみで構成する「指名報酬等委員会」にて取引の必要性、相当性について審議を行い、取締役会はその答申・助言を受け意思決定を行っております。

3) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
貝那商務諮詢（上海）有限公司	20.96百万 人民元	100.00%	ポイント制報奨制度「インセンティブ・ポイント」の提供
BENEFIT ONE USA, INC.	3.05百万 米ドル	100.00%	ポイント制報奨制度「インセンティブ・ポイント」の提供
BENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE. LTD.	5.5百万 シンガポールドル	100.00%	海外事業のグループ管理・統括事業
BENEFIT ONE(THAILAND) COMPANY LIMITED	4百万 タイバーツ	0.00% (49.00%)	ポイント制報奨制度「インセンティブ・ポイント」の提供
PT. BENEFIT ONE INDONESIA	39,000百万 インドネシアルピア	58.97% (38.46%)	ポイント制報奨制度「インセンティブ・ポイント」の提供
REWARDZ PRIVATE LIMITED	1.51百万 シンガポールドル	70.00%	福利厚生事業、インセンティブポイント事業、ヘルスケアポイント事業等
REWARDZ BENEFITS SDN. BHD.	50万 マレーシアリングギット	0.00% (70.00%)	福利厚生事業、インセンティブポイント事業、ヘルスケアポイント事業等

- (注) 1. 当社の連結子会社であった株式会社JTBベネフィットは、2022年4月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、重要な子会社から除外しております。
2. BENEFIT ONE(THAILAND) COMPANY LIMITEDは、BENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE. LTD.の議決権比率が49.00%であります。支配力基準の適用によりBENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE. LTD.の連結子会社としております。
3. 出資比率の括弧は、間接所有割合を外書きしております。

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 重要な企業結合等の状況

当社は、2022年4月1日付で当社を存続会社、連結子会社である株式会社JTBベネフィットを消滅会社とする吸収合併を行っております。

(8) 主要な事業内容

当社グループは、福利厚生事業（企業の従業員に向けた福利厚生として、宿泊やライフサービス等の割引サービス「ベネフィット・ステーション」を提供）を柱に、ヘルスケア事業（健診サービスや特定保健指導、健康ポイント等の疾病予防サービスのワンストップ提供やワクチン接種支援）、インセンティブ事業（企業のロイヤリティ・モチベーション向上支援施策として、報奨ポイントの発行・管理運営・ポイント交換アイテムを提供）、購買・精算代行業（通信回線や近距離交通費、出張旅費や接待交際費の精算代行サービスを提供）、パーソナル事業（協業企業の顧客向けに「ベネフィット・ステーション」やオリジナルコンテンツを提供）、ペイメント事業（給与天引き決済サービスを提供）などを行っております。

なお、人事データや健康データを管理・活用する基盤「ベネワン・プラットフォーム」上にサービスを再編成することで、福利厚生事業やヘルスケア事業等の単独ソリューション販売からプラットフォームビジネスに軸足を移しており、企業のHRDX（人事領域におけるデジタルトランスフォーメーション）を推進しております。

(9) 主要な営業所等

本 社	東 京 都 新 宿 区
国内営業等拠点	大 阪 支 店 (大阪府大阪市) 名 古 屋 支 店 (愛知県名古屋市) 札 幌 支 店 (北海道札幌市) 仙 台 支 店 (宮城県仙台市) 広 島 支 店 (広島県広島市) 福 岡 支 店 (福岡県福岡市) 松 山 BPO セ ン タ ー (愛媛県松山市) 淡 路 BPO セ ン タ ー (兵庫県淡路市) 長 野 BPO セ ン タ ー (長野県長野市)
海外子会社	貝那商務諮詢 (上海) 有限公司 (中国) BENEFIT ONE USA, INC. (アメリカ) BENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE. LTD. (シンガポール) BENEFIT ONE(THAILAND) COMPANY LIMITED (タイ) PT. BENEFIT ONE INDONESIA (インドネシア) REWARDZ PRIVATE LIMITED (シンガポール) REWARDZ BENEFITS SDN. BHD. (マレーシア)

(10) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,111名 (416名)	3名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 従業員数には、企業集団外からの受入出向者を含み、企業集団外への出向者は含んでおりません。
3. 当連結会計年度における臨時雇用者数 (契約社員及びパートタイマーの期中平均雇用人員数) を括弧内に外数で記載しております。

(11) 主要な借入先

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社三井住友銀行	5,197
株式会社静岡銀行	850
株式会社みずほ銀行	850
株式会社三菱UFJ銀行	850
株式会社横浜銀行	850

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 560,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 159,190,900株
 (3) 株主数 19,779名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 パ ソ ナ グ ル ー プ	81,210,400	51.16%
日本スタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	14,137,400	8.91%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	7,119,900	4.49%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (エスエスピーティーシー クライアント オムニバス アカウント)	6,837,034	4.31%
T A I Y O F U N D , L . P . (タ イ ヨ ー フ ァ ン ド , L . P .)	2,362,700	1.49%
白 石 徳 生	1,844,600	1.16%
東京海上日動火災保険株式会社	1,600,000	1.01%
S T A T E S T R E E T B A N K AND TRUST COMPANY 505001 (ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001)	1,404,759	0.88%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,280,000	0.81%
THE BANK OF NEW YORKMELLON SA/NV 10 (ザ バンク オブ ニューヨーク メロン SANV10)	1,215,300	0.77%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (450,357株) を控除して算出しております。
 2. 当社は「株式給付信託 (J-E S O P)」及び「株式給付信託 (B B T)」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) (以下、「信託E口」という。) が当社株式347,571株を所有しております。信託E口が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

① 株式給付信託（J-E S O P）

当社は、2016年7月28日開催の取締役会決議に基づき、2016年9月2日より、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、当社従業員並びに当社子会社の役員及び従業員（以下、「従業員等」という。）に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-E S O P）」（以下、「J-E S O P制度」という。）を導入しております。

J-E S O P制度は、「株式給付規程」に基づき、従業員等にポイントを付与し、そのポイントに応じて、従業員等に株式を給付する仕組みです。J-E S O P制度の導入に際し、「株式給付規程」を新たに制定しております。当社は、制定した「株式給付規程」に基づき、将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭により当社より当社株式を取得しました。なお、J-E S O P制度に係る信託E口の2023年3月31日現在の保有株式数は189,651株であります。

② 株式給付信託（B B T）

当社は、2016年6月29日開催の株主総会決議に基づき、2016年9月2日より、取締役（業務執行取締役に限る。）に対する業績連動型株式報酬制度として「株式給付信託（B B T）」（以下、「B B T制度」という。）を導入しております。

また、当社は、2019年6月25日開催の株主総会において、主として監査等委員会設置会社への移行に伴い、従前の監査役会設置会社における取締役に対するB B T制度に係る報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除くものとし、業務執行取締役に限る。以下本号において同じ。）に対する業績連動型株式報酬に係る報酬枠の設定を改めて決議しております。

また、当社は、2021年6月24日開催の株主総会において、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、取締役に対する業績連動型株式報酬の報酬枠の設定を改めて決議しております。

B B T制度は、「役員株式給付規程」に基づき、取締役にポイントを付与し、そのポイントに応じて、取締役に株式を給付する仕組みです。B B T制度の導入に際し、「役員株式給付規程」を新たに制定しております。当社は、制定した「役員株式給付規程」に基づき、将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託

された金銭により当社より当社株式を取得しました。なお、B B T 制度に係る信託 E 口の 2023年3月31日現在の保有株式数は157,920株であります。

③ 自己株式の取得及び消却

当社は、2022年5月10日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による当社定款の定めに基づき、自己株式の取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、保有する自己株式の一部を消却することを決議し、2022年6月30日に消却完了しております。

1. 取得及び消却する理由	資本効率の向上及び株主の皆様への利益還元を図るため
2. 消却の方法	資本剰余金及び利益剰余金から減額
3. 取得及び消却する株式の種類	当社普通株式
4. 取得及び消却する株式の数	779,100株 (消却前の発行済株式総数に対する割合0.5%)
5. 取得日	2022年5月12日～2022年6月8日 (約定ベース)
6. 消却日	2022年6月30日
7. 消却後の発行済株式総数	159,190,900株

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	深 澤 旬 子	株式会社パソナグループ 取締役副社長執行役員 株式会社パソナハートフル 代表取締役社長
代表取締役社長	白 石 徳 生	当社監査部、ペイメント統轄部、事業推進室担当 貝那商務諮詢（上海）有限公司 董事長 BENEFIT ONE USA, INC. Director/Chair of the Board BENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE. LTD. Director BENEFIT ONE(THAILAND) COMPANY LIMITED Director PT. BENEFIT ONE INDONESIA Director REWARDZ PRIVATE LIMITED Director 株式会社ジェイ・エス・ビー 社外取締役 ジャパンベストレスキューシステム株式会社 社外取締役
代表取締役副社長	田 中 秀 代	当社管理部門、情報システム事業部担当 REWARDZ PRIVATE LIMITED Director
取 締 役	尾 崎 賢 治	当社財務経理部担当兼経営企画室長 貝那商務諮詢（上海）有限公司 監事 BENEFIT ONE USA, INC. Director/Treasurer/CFO BENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE. LTD. Director PT. BENEFIT ONE INDONESIA Commissioner REWARDZ PRIVATE LIMITED Director

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役 (常勤監査等委員)	梅 北 卓 男	
取締役 (監査等委員)	久 保 信 保	一般財団法人自治体衛星通信機構 理事長
取締役 (監査等委員)	濱 田 敏 彰	株式会社エーアイテイー 社外取締役
取締役 (監査等委員)	藤 池 智 則	堀総合法律事務所 パートナー弁護士 株式会社エディア 社外取締役 監査等委員 ペットゴー株式会社 社外取締役 監査等委員

- (注) 1. 取締役久保信保氏、濱田敏彰氏及び藤池智則氏は、社外取締役であります。
2. 当社は監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 取締役久保信保氏、濱田敏彰氏及び藤池智則氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任限定契約に関する規定を設けており、取締役深澤旬子氏、梅北卓男氏、久保信保氏、濱田敏彰氏及び藤池智則氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、360万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求に係る訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(5) 取締役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1) 当該方針の決定方法

当社は、2021年1月28日開催の取締役会及び2021年5月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を決定しております。

2) 決定方針の内容の概要

[取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬]

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、固定報酬額並びに中長期的な業績及び企業価値向上への貢献意識を高めることを目的とした業績連動型株式報酬によって構成しております。

個別取締役（監査等委員である取締役を除く）の固定報酬額については、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、類似業種上場会社の報酬水準や会社業績、株主還元の状態、個別取締役の役割や会社への貢献度等を踏まえて人事部門担当取締役が原案を作成したうえで、取締役会の任意の諮問機関として独立社外取締役のみで構成する「指名報酬等委員会」に諮問し、同委員会の答申・助言を得て、代表取締役社長が決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除くものとし、業務執行取締役に限ります。）の業績連動型株式報酬については、株主総会で承認された業績連動型株式報酬総額の範囲内

において株式給付信託（ＢＢＴ）の仕組みを用い、連結経常利益を指標としてその目標達成度合いに応じた付与原資総額（当該事業年度に関して付与する総ポイント数）を決定することとし、連結経常利益が前期比減益となる場合にはポイントを付与しないこととしております。個別取締役（監査等委員である取締役を除くものとし、業務執行取締役に限ります。）の業績連動型株式報酬については、各取締役の職務内容や責任範囲を基礎とした付与原資の配分割合原案を人事部門担当取締役が作成し、取締役会の任意の諮問機関として独立社外取締役のみで構成する「指名報酬等委員会」に諮問し、同委員会の答申・助言を得て、取締役会が決定しております。業績連動型株式報酬の支給要件を満たすときにおける、業績連動型株式報酬の報酬総額に占める比率は、原則として、0～40％程度としております。なお、固定報酬は年額で定め、7月より毎月その12分の1を与えることとし、業績連動型株式報酬である株式信託（ＢＢＴ）に係る株式等は、原則として取締役退任時に交付するものとしております。

[監査等委員である取締役の報酬]

監査等委員である取締役の報酬は、業務執行を行う取締役から独立した立場にあることを勘案し、固定報酬のみで構成しております。監査等委員である取締役の個別の報酬額は株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の固定報酬額については、2019年6月25日開催の第24回定時株主総会において、年額200百万円（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は4名（うち、社外取締役は0名）です。

また、当該固定報酬とは別枠で、2019年6月25日開催の第24回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除くものとし、業務執行取締役に限ります。）に対する業績連動型株式報酬制度として、3事業年度で200百万円を上限として金銭拠出する旨を決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除くものとし、業務執行取締役に限ります。）の員数は3名です。また、2021年6月24日開催の第26回定時株主総会において、上記金額表示による上限枠（3事業年度で200百万円以内）に加えて、3事業年度ごとに付与されるポイント数（株式数）の上限は126,555ポイント（126,555株）とする旨決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除くものとし、業務執行取締役に限ります。）の員数は3名です。なお、取締役に付与されるポイントは、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算さ

れ、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整が行われます。

監査等委員である取締役の固定報酬額については、2019年6月25日開催の第24回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、固定報酬額については人事部門担当取締役が上記決定方針において掲げられた要素を考慮して作成した原案を、取締役会の任意の諮問機関として独立社外取締役のみで構成する「指名報酬等委員会」に諮問し、同委員会の答申・助言を得て代表取締役社長が決定していることから、取締役会も基本的にその判断を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。また、業績連動型株式報酬については、人事部門担当取締役が上記決定方針において掲げられた要素を考慮して作成した原案を「指名報酬等委員会」に諮問し、同委員会の答申・助言を得て取締役会が決定していることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、前述①2)に記載のとおり、取締役会が代表取締役社長である白石徳生に対し、個別取締役（監査等委員である取締役を除く）の固定報酬額についての決定権限を委任しております。

当社の取締役会が代表取締役社長に対し当該権限の委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役が担当する業務や職責の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると考えたためです。

代表取締役社長の上記権限行使が適切に行使されるようにするため、前述①2)のとおり、人事部門担当取締役が固定報酬額についての原案を作成し、取締役会の任意の諮問機関として独立社外取締役のみで構成する「指名報酬等委員会」に諮問し、同委員会の答申・助言を得るという措置を講じております。

⑤ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区 分	対象となる役員の員数 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の額 (百万円)	
			固定報酬	業績連動型株式報酬
監査等委員でない取締役 (うち社外取締役)	3 (一)	107 (一)	105 (一)	2 (一)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	4 (3)	39 (24)	39 (24)	— (一)
合計	7	147	145	2

- (注) 1. 監査等委員でない取締役の報酬等の額のうち、固定報酬については、2019年6月25日開催の第24回定時株主総会において、年額総額は200百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）とする旨決議されております。
2. 監査等委員でない取締役の報酬等の額のうち、業績連動型株式報酬については、2019年6月25日開催の第24回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除くものとし、業務執行取締役に限ります。）に対する業績連動型株式報酬制度を導入し、上記の固定報酬とは別枠で、3事業年度で200百万円を上限として金銭拠出する旨決議されております。また、2021年6月24日開催の第26回定時株主総会において、上記金額表示による上限枠（3事業年度で200百万円以内）に加えて、3事業年度ごとに付与されるポイント数（株式数）の上限は126,555ポイント（126,555株）とする旨決議されております。上記の業績連動型株式報酬の額は、前事業年度に係るポイントにつき、概算計上と確定値との差分相当を役員株式給付引当金繰入額として当事業年度に計上したものであります。なお、当事業年度に係るポイントはございません。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年6月25日開催の第24回定時株主総会において、年額総額は50百万円以内とする旨決議されております。
4. 当事業年度末現在の員数は、監査等委員でない取締役4名、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）であります。なお、無報酬の監査等委員でない取締役が1名在任しております。
5. 社外取締役が当社親会社又は当社親会社の子会社等から受けた役員としての報酬額はございません。

⑥ 業績連動報酬等に関する事項

当社は、前述①2) に記載のとおり、業績連動型株式報酬制度を設けております。

同制度において、当社は、連結経常利益を業績達成指標としておりますが、その理由は、単年度の業績貢献を考慮するうえで損益数値が明快であり、経常的な利益を用いるのが妥当と考えたためです。当連結会計年度においては、業績達成指標である連結経常利益が前期比減益の実績となっており、当社の支給要件を満たしていないことから、ポイントを付与していません。

(6) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況等

地 位	氏 名	重要な兼職先	兼職内容
取締役 (監査等委員)	久保 信保	一般財団法人自治体衛星通信機構	理事長
	濱田 敏彰	株式会社エーアイテイー	社外取締役
	藤池 智則	堀総合法律事務所	パートナー弁護士
		株式会社エディア	社外取締役 監査等委員
	ペットゴー株式会社	社外取締役 監査等委員	

② 社外役員の主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況	期待役割に関し行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	久保 信保	当事業年度に開催した13回（定時12回、臨時1回）の取締役会のうち、合計13回（100％）に出席しました。また、当事業年度に開催した監査等委員会12回（定例12回）のうち、合計12回（100％）に出席し、組織・団体トップとしての豊富なマネジメント経験で培ったリスク管理等の専門的知見から議案・審議等につき有益な発言を適宜行い取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化に貢献しました。	地方行政や地域活性、リスク管理の経験・知見があり、組織・団体トップとしての豊富なマネジメント経験・見識に基づき、独立した立場から、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能を強化する役割を果たすことを期待されました。当事業年度においては、左記の活動を行うことにより、当該期待役割を十分に果たしております。
	濱田 敏彰	当事業年度に開催した13回（定時12回、臨時1回）の取締役会のうち、合計13回（100％）に出席しました。また、当事業年度に開催した監査等委員会12回（定例12回）のうち、合計12回（100％）に出席し、主に資金配分や投資の判断プロセスにおいて、その豊富な経験・見識に基づいた専門的知見により議案・審議等につき有益な発言を適宜行い、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化に貢献しました。	広く政治・経済等、企業経営を取り巻く事象についての深い知見を有しており、その豊富な経験・見識に基づき、主に資金配分や投資の判断プロセスにおいて、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能を強化する役割を果たすことを期待されました。当事業年度においては、左記の活動を行うことにより、当該期待役割を十分に果たしております。
	藤池 智則	当事業年度に開催した13回（定時12回、臨時1回）の取締役会のうち、合計13回（100％）に出席しました。また、当事業年度に開催した監査等委員会12回（定例12回）のうち、合計12回（100％）に出席し、主に弁護士としての専門的な見地から議案・審議等につき積極的な意見を述べ、独立した立場から、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化に貢献しました。	弁護士としての豊富な経験があり、その経歴を通じて培われた幅広い見識を当社の経営の監督に活かすことにより、独立した立場から、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能を強化する役割を果たすことを期待されました。当事業年度においては、左記の活動を行うことにより、当該期待役割を十分に果たしております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(3) 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	報酬等の額	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
当社	37	—
子会社	—	—
計	37	—

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(5) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、健全な企業経営を目指すうえで、内部統制システムの整備・向上とその運営の有効性確保が肝要であることを認識し、当社の事業の特性及びそれに起因するリスクを考慮しつつ、効率的で適法な経営活動を推進するべく、グループの行動規範を定め、これに基づく人材の育成及び業務執行の適切な監督の仕組みにより、健全な企業風土の醸成に努めています。

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

[体制]

- 1) コンプライアンス・マニュアルを制定しグループ役職員の行動規範を規定するとともに、毎年全ての役職員を対象にコンプライアンス研修を実施し、法令定款違反を未然に防止します。
- 2) 業務執行にあたっては、取締役会及び経営会議で審議したうえで意思決定を行います。また、これらの会議体への付議事項を定めた規程に基づき、適切に付議します。
- 3) 当社と利害関係を有しない社外取締役を選任し、取締役の相互監視・監督機能を強化します。

[整備運用状況]

- 1) コンプライアンス・マニュアルは法令や事業内容の変更を鑑み適宜見直しをしており、全役職員が常時閲覧可能な社内Webサイトに掲示し、周知徹底しております。また、全役職員を対象にコンプライアンス研修を毎年1回実施しております。
- 2) 取締役会規程、組織規程及び経営会議運営細則の規定に従い、適切に運用しております。
- 3) 当社と利害関係を有しない社外取締役3名を選任し、監査等委員会及び取締役会において倫理性・適法性を含む多様な視点で議論を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

[体制]

取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び関係規程に従い、各担当部署で適切に記録し保存及び管理します。

[整備運用状況]

前述②[体制]に記載のとおり整備し、運用しております。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

[体制]

- 1) 当社のリスク管理体制は、リスクマネジメント基本規程に従ってリスク管理の責任部門を明確にし、担当役員を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置することで、経営に重大な影響を及ぼす危機を未然に防止するとともに万一発生した場合の被害の極小化を図るものとします。また、子会社のリスク管理については、関係会社管理規程に従って当社との間に経営管理契約を締結し、事前協議を必要とする重要事項を規定するとともに、重要な事実が発生若しくは発生することが予想される場合には速やかに当社に報告することとし、当社にて一元的にリスク管理を行います。
- 2) 当社は、常勤役員及び役付執行役員が出席する経営会議を原則毎週開催し、業務執行状況の早期把握と迅速な対応に努めるとともに、そのうち重要なものについては取締役会で報告することとします。
- 3) 監査部にて、内部統制の有効性に関する監査を行います。

[整備運用状況]

- 1) 前述③[体制]1) に記載のとおり、リスクマネジメント基本規程及び関係会社管理規程に従い、リスク管理を行っています。
- 2) 経営会議を原則毎週開催し、各業務執行責任者から業務執行状況の報告を受け、迅速な対応をとるとともに、重要なものについて取締役会で報告しています。
- 3) 監査部は、内部統制の有効性について監査を行うとともに、結果を取締役会で報告しています。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
[体制]

- 1) 取締役会規程において取締役会での決議事項及び報告事項を明確に規定するとともに、職務権限及び業務分掌規程により決裁権限を明確にします。
- 2) 関係会社管理規程に基づき当社と子会社との間に経営管理契約を締結し、事前協議を必要とする重要事項を規定します。そのほか、重要な事実が発生若しくは発生することが予想される場合には速やかに当社に報告することとします。
- 3) 当社は、常勤役員及び役付執行役員が出席する経営会議を原則毎週開催し、業務執行状況の早期把握と迅速な対応に努めるとともに、そのうち重要なものについては取締役会で報告することとします。

[整備運用状況]

- 1) 取締役会規程、職務権限及び業務分掌規程、関連規程に従って運用しており、重要事項については慎重な議論を図りつつ、権限委譲されている事項については迅速な意思決定を行い、効率化を図っております。
 - 2) 関係会社管理規程に基づき子会社各社との間に経営管理契約を締結しており、経営企画室を子会社統括の責任部門として、子会社の機関決定を事前に協議し、子会社の経営状況を把握しております。
 - 3) 前述④[体制]3) に記載のとおり整備し、運用しております。
- ⑤ 当社の使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

[体制]

- 1) コンプライアンス・マニュアルを制定しグループ役職員の行動規範を規定するとともに、毎年全ての役職員を対象にコンプライアンス研修を実施し、法令定款違反を未然に防止します。
- 2) 常設の機関としてコンプライアンス委員会を設置し、当社及び子会社におけるコンプライアンス関連の重要事項の審議、社内の啓蒙・教育等の施策に係る事項を取り決めることとします。
- 3) 内部監査規程に基づき、社長直轄の監査部が当社及び子会社の業務が適法に運営されていることを監査します。

- 4) コンプライアンス・ホットライン規程に基づき、内部通報制度を運用し、グループ内の法令違反、社内規定違反及び倫理違反等の行為を未然に防止又は中止させ、もって当社グループの組織運営の健全性・適法性を確保します。

[整備運用状況]

- 1) コンプライアンス・マニュアルは法令や事業内容の変更を鑑み適宜見直しを実行しており、全役職員が常時閲覧可能な社内Webサイトに掲示し、周知徹底しております。また、全役職員を対象にコンプライアンス研修を毎年1回実施しております。
- 2) コンプライアンス委員会を原則として毎月開催し、当社及び子会社のコンプライアンス関連の重要事項の審議、社内啓蒙施策等の取決めを行っております。
- 3) 前述⑤[体制]3) に記載のとおり整理し、運用しております。
- 4) 内部通報窓口は社内担当部門のほか、社外の弁護士事務所でも受け付ける体制を整備し、全役職員が常時閲覧可能な社内Webサイトで制度告知を行うとともに、コンプライアンス研修等で通報先の周知を行い、内部通報制度の有効活用を図っています。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

[体制]

前述①～⑤に記載の事項に加え、当社から子会社に取締役又は監査役を派遣し、取締役会への出席及び監査役による監査を通じて経営状況を把握し、適正な業務運営を確保します。

[整備運用状況]

前述⑥[体制]に記載のとおり整備し、運用しております。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

[体制]

- 1) 常勤監査等委員が監査部と連携し、効果的な情報収集及び監査を行います。
- 2) 監査等委員会の要請があった場合には、専任又は兼務の使用人を配置するものとし、配置にあたっては、人数等配置の具体的内容に関して監査等委員会の意見を十分考慮します。

[整備運用状況]

前述⑦[体制]に記載のとおり整備し、運用しております。

- ⑧ 前項の取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性並びに当社の監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

[体制]

前項の取締役及び使用人並びに監査部の使用人の人事に関しては監査等委員会の事前の意見を得るものとし、取締役会はこれを尊重します。

[整備運用状況]

前述⑧[体制]に記載のとおり整備し、運用しております。

- ⑨ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びに子会社の取締役等、監査役及び使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制並びに当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないことを確保するための体制

[体制]

- 1) 常勤監査等委員は原則毎週開催される経営会議に出席し、当社の取締役及び使用人は、当社及び子会社の経営状況、財務状況、コンプライアンスに関する事項、内部統制に関する事項を含む事業上の重要事項について、監査等委員会に報告を行います。また、監査等委員会においても、定期的に各事業部責任者が出席し、業務執行の状況及び事業上の重要事項について報告を行います。このほか、監査等委員会と社長及びその他の業務執行取締役が適宜協議を行い、監査等委員会への必要な経営情報及び営業情報の提供を行います。
- 2) コンプライアンス・ホットライン規程に基づき内部通報制度を運用し、グループ内の法令違反、社内規定違反及び倫理違反等の行為を未然に防止又は中止させ、もって当社グループの組織運営の健全性・適法性を確保します。また同規程において、内部通報者に対し、内部通報したことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない旨を規定します。

[整備運用状況]

前述⑨[体制]に記載のとおり整備し、運用しております。

- ⑩ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

[体制]

- 1) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用（監査等委員会の職務の執行に関するものに限り。）又は債務の処理は、監査等委員からの申請に基づき適切に行います。
- 2) 監査等委員会規程及び監査等委員会監査等基準に基づき、実効性のある監査を行うものとします。また、監査部長が監査等委員会で定期報告するなど密接な連携関係を構築し、会計監査人とも定期的に協議を行い、効率的かつ有効な職務執行を確保します。

[整備運用状況]

前述⑩[体制]に記載のとおり整備し、運用しております。

- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

[体制]

当社及び子会社は、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針とし、反社会的勢力対策規程及びコンプライアンス・マニュアルに具体的指針を規定します。

[整備運用状況]

前述⑪[体制]に記載のとおり整備し、運用しております。また、全役職員が常時閲覧可能な社内Webサイトで掲示を行うとともに、コンプライアンス研修等を通じた周知徹底を行っております。平素より外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行い、社内体制の整備、維持を図っております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

7. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第1項）があるときの権限の行使に関する方針

当社では、期末配当金として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

利益配分につきましては、事業年度ごとの利益状況、将来の事業展開及び投資予定等を勘案したうえで、純資産配当率10%以上、配当性向70%以上を目標に、継続的かつ安定的な配当成長に努めてまいりたいと考えております。

自己株式の取得につきましては、株主還元策の一つとして財務状況や株式需給バランスへの影響等を考慮したうえで、総合的に判断することとしております。

2023年3月期の年間配当につきましては、公表計画のとおり1株当たり36円、期末配当金の支払開始日（効力発生日）は2023年6月16日としております。

内部留保金につきましては、事業拡大時の運転資金への充たに加え、利便性改善・サービス品質向上・業務省力化等へのIT投資や新規事業への投資、M&A投資等に充たすることで、収益基盤の強化を図ってまいり所存であります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	27,407	流 動 負 債	18,592
現 金 及 び 預 金	10,010	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	4,277
売 掛 金	7,610	短 期 借 入 金	97
契 約 資 産	64	1年内返済予定の長期借入金	1,000
棚 卸 資 産	1,520	リ ー ス 債 務	63
前 払 費 用	863	未 払 法 人 税 等	1,700
未 収 入 金	4,019	未 払 金	4,423
立 替 金	3,273	契 約 負 債	5,300
そ の 他	117	預 り 金	1,299
貸 倒 引 当 金	△72	そ の 他	429
固 定 資 産	26,574	固 定 負 債	10,556
有 形 固 定 資 産	1,583	長 期 借 入 金	7,500
建 物 及 び 構 築 物	673	リ ー ス 債 務	103
土 地	602	従 業 員 株 式 給 付 引 当 金	258
リ ー ス 資 産	149	役 員 株 式 給 付 引 当 金	181
建 設 仮 勘 定	16	退 職 給 付 に 係 る 負 債	40
そ の 他	141	繰 延 税 金 負 債	2,062
		そ の 他	411
無 形 固 定 資 産	20,855	負 債 合 計	29,148
の れ ん	5,529	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	7,358	株 主 資 本	23,371
リ ー ス 資 産	2	資 本 金	1,527
顧 客 関 係 資 産	7,961	資 本 剰 余 金	1,451
そ の 他	2	利 益 剰 余 金	21,722
投 資 其 他 の 資 産	4,135	自 己 株 式	△1,329
投 資 有 価 証 券	3,141	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,459
そ の 他	1,001	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,449
貸 倒 引 当 金	△7	為 替 換 算 調 整 勘 定	9
資 産 合 計	53,981	非 支 配 株 主 持 分	1
		純 資 産 合 計	24,832
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	53,981

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		42,376
売上原価		19,876
売上総利益		22,499
販売費及び一般管理費		12,015
営業利益		10,484
営業外収益		
受取利息	23	
受取配当金	33	
為替差益	31	
補助金の収入	49	
その他	23	159
営業外費用		
支払利息	56	
コミットメントファイナ	11	
持分法による投資損失	2	
自己株式取得費用	6	
その他	1	78
経常利益		10,565
特別利益		
投資有価証券売却益	724	724
税金等調整前当期純利益		11,290
法人税、住民税及び事業税	3,729	
法人税等調整額	△94	3,634
当期純利益		7,655
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△0
親会社株主に帰属する当期純利益		7,655

計算書類

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部			金 額	負 債 の 部			金 額
科 目				科 目			
流 動 資 産			26,810	流 動 負 債			18,019
現金及び預金		金	9,452	買掛金		金	4,274
売掛金		金	7,451	1年内返済予定の長期借入金			1,000
約束手形		資	64	リース債務		務	60
商品及び製品		品	1,404	未払金		金	4,366
材料及び貯蔵品		品	56	未払費用			147
前払費用		用	1	未払法人税等			1,700
短期貸付		金	837	契約負債			4,878
立替金		金	4,019	預り金			1,297
倒引当金		金	565	未払消費税等			124
		他	3,273	債務保証損失引当金			57
		金	16	その		他	110
			△334	固 定 負 債			9,915
固 定 資 産			26,809	長期借入金			7,500
有 形 固 定 資 産			1,569	リース債務		務	99
建物		物	654	繰延税金負債			1,442
構築物		物	18	従業員株式給付引当金			258
機械及び装置		置	0	役員株式給付引当金			181
船舶		船	12	退職給付引当金			34
工具器具備品		品	122	資産除去債務		務	207
土地		地	602	その		他	191
建設仮勘定		産	142	負 債 合 計			27,934
		定	16				
無 形 固 定 資 産			20,672				
ソフトウェア		ん	5,529				
ソフトウェアー		ア	4,131				
顧客関係の		定	3,045				
		産	2				
		他	7,961				
			2				
投 資 そ の 他 の 資 産			4,566	純 資 産 の 部			
投資有価証券		券	3,117	株 主 資 本			24,235
関係会社		式	461	資 本 金			1,527
破産更生債権		金	9	資 本 剰 余 金			1,467
長期前払費用		等	7	資 本 準 備 金			1,467
保険積立		用	43	利 益 剰 余 金			22,569
敷金		金	272	その他利益剰余金			22,569
社会保険員の		金	630	別 途 積 立 金			7,200
倒引当金		他	31	繰 越 利 益 剰 余 金			15,369
		金	0	自 己 株 式			△1,329
			△7	評価・換算差額等			1,449
資 産 合 計			53,619	その他有価証券評価差額金			1,449
				純 資 産 合 計			25,684
				負 債 及 び 純 資 産 合 計			53,619

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		40,564
売上原価		18,271
売上総利益		22,293
販売費及び一般管理費		11,532
営業利益		10,760
営業外収益		
受取利息	9	
受取配当金	33	
有価証券利息	22	
補助金収入	47	
債務保証損失引当金戻入益	36	
その他	26	175
営業外費用		
支払利息	54	
コミットメントフィー	11	
貸倒引当金繰入額	128	
自己株式取得費用	6	
その他	0	201
経常利益		10,734
特別利益		
投資有価証券売却益	724	
抱合せ株式消滅差益	145	869
特別損失		
関係会社株式評価損	177	177
税引前当期純利益		11,426
法人税、住民税及び事業税	3,720	
法人税等調整額	△177	3,543
当期純利益		7,882

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

株式会社ベネフィット・ワン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長島拓也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	工藤貴久

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ベネフィット・ワンの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ベネフィット・ワン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

株式会社ベネフィット・ワン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長島拓也
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	工藤貴久
--------------------	-------	------

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ベネフィット・ワンの2022年4月1日から2023年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第28期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月29日

株式会社ベネフィット・ワン 監査等委員会

常勤監査等委員 梅 北 卓 男 ㊟

監 査 等 委 員 久 保 信 保 ㊟

監 査 等 委 員 瀨 田 敏 彰 ㊟

監 査 等 委 員 藤 池 智 則 ㊟

(注) 監査等委員 久保信保、瀨田敏彰及び藤池智則は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

第28回定時株主総会会場ご案内図

会 場：新宿パークタワー3階 パークタワーホール
東京都新宿区西新宿三丁目7番1号



交通のご案内

- JR新宿駅南口から徒歩約17分
- 都営新宿線・京王新線
新宿駅新都心口から徒歩約15分
- 京王新線初台駅東口から徒歩約8分
- 都営大江戸線都庁前駅
A4出口から徒歩約8分
- 小田急線参宮橋駅から徒歩約10分
- JR新宿駅西口バスターミナル21番のりば (京王百貨店前) から「新宿WEバス」バス約8分 (パークハイアット東京前) 下車

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。